

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印神 戸 市 長 刷発行人 発 行 日 毎 週 火 曜 日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出 区域」の一部の指定の解除	環境局環境保全課	1
告示	放置自転車の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	7
告示	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項に規定する身分証明書の様式	地域協働局消費生活センター	9
告示	認定特定非営利活動法人の代表者の氏名変更	地域協働局地域活性課	11
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上御影協力会(自治会))	地域協働局地域活性課	12
告示	地縁による団体の解散の告示	地域協働局地域活性課	13
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による指定施術者の指定の辞退	福祉局くらし支援課	22
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区名谷町)	都市局都市計画課	23
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	24
教育委員 会	神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務 部総務課	25
教育委員会	神戸市教育委員会公文書管理規程	教育委員会事務局総務部総務課	27
その他	令和5年度神戸市職員共済組合決算	行財政局厚生課(神戸市職員共済組合)	34

神戸市告示第214号

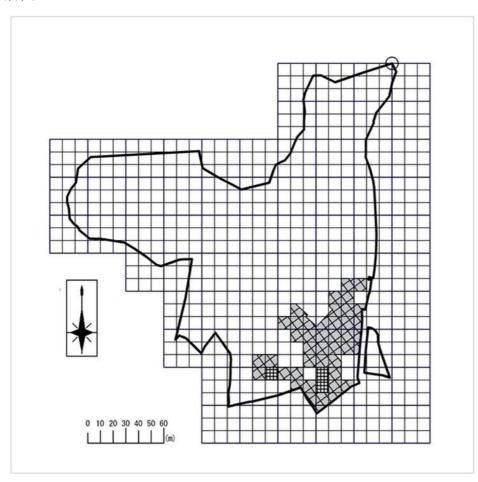
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届 出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和6年7月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域 東灘区本山北町4丁目478番、480番、481番の各一部 (別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

一 :敷地境界

 \subseteq

:形質変更時要届出区域

HHI.

:指定を解除する

形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、東灘区本山北町4丁目471番の 最北端とする。

<格子の回転角>

格子の回転は行わなかった。

神戸市告示第220号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)第 23 条の 2 項及び 3 項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所·西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所·名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住 所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

加 40			_	
自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又は放置 されていた場所	撤去及び保管した自転 車等の台数	撤去及び保管し た年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷	新長田駅周辺自転車等	自転車 20台	令和6年6月5日	神戸市須磨区
通2丁目6番 西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		妙法寺字ヌメ リ石1番地の
7 7	長田・須磨区管内長期放置	自転車 24台	7	1
		原動機付自転車 0台		建設局西部建 設事務所
長田区西代通 1丁目1番	板宿・西代駅周辺自転車等	自転車 14台	令和6年6月6日	電話742-2468
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車 22台		
	及田 次届四百円及 <i>列</i>	原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番	板宿・西代駅周辺自転車等	自転車 12台	令和6年6月11日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台		
	人中 次伯巴哥门区朔以巴	原動機付自転車 0台]
長田区御屋敷 通2丁目6番	鷹取駅(南・北)周辺自転車等	自転車 26台	令和6年6月12日	
西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台		
	及田	原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番	名谷・妙法寺駅周辺自転車等	自転車 1台	令和6年6月13日	
名谷保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台		
	大田 · 須加匹日 · 1 大河 / 八世	原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車等	自転車 10台	令和6年6月18日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	<u> </u>	
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台		
		原動機付自転車 0台]
須磨区須磨浦 通2丁目2番	須磨・須磨海浜公園駅周辺	自転車 1台	令和6年6月19日	
須磨保管所	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台		
		原動機付自転車 0台]
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等	自転車 15台	令和6年6月20日	
西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台		
	人日 次归户日门区列以巴	原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番	板宿駅周辺自転車等	自転車 10台	令和6年6月25日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台		
		原動機付自転車 0台		

神戸市告示第221号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号) 第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。 令和6年7月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び 保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間
 - この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)
- 3 返還事務を行う時間
 - 三宮保管所及び湊町保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで (日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及 び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければ ならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管の台数	した自転車等	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先	三宮駅周辺	自転車	29 台		兵庫区湊川町2丁目1番12号
三宮保管所	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		建設局中部建設事務所
	元町駅周辺	自転車	2 台	A400E000	電話 511-0515
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月3日	
	++GE###	自転車	8 台		
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺	自転車	51 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	————————————————————— 元町駅周辺	自転車	17 台	令和6年6月5日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	3 台		
	中央区長期放置	原動機付自転車	1 台	令和6年6月7日	
		自転車	19 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域		0 台		
		原動機付自転車			
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	5 台	令和6年6月8日	
		原動機付自転車	0 台		
	駐輪場内	自転車	2 台		
		原動機付自転車	1 台		
	三宮駅周辺	自転車	20 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月11日	
	駐輪場内	自転車	2 台	,	
	河工千冊 と初 と 3	原動機付自転車	0 台		
	中央区長期放置	自転車	6 台		
	中大区区州以巨	原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺	自転車	36 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台 全和6年6月12日		
	元町駅周辺	自転車	7 台	────────────────────────────────────	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	5 台		
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年6月14日	
		自転車	26 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	6 台	令和6年6月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	9 台		
	中央区長期放置			令和6年6月20日	
		原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域		12 台	令和6年6月21日	
		原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	17 台		
	口和干牙灰巨木工匠株	原動機付自転車	0 台	令和6年6月22日	
	駐輪場内	自転車	2 台		
		原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺	自転車	43 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月24日	
	元町駅周辺	自転車	5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	中央区長期放置	自転車	2 台	令和6年6月25日	
		原動機付自転車	0 台	1-12-1-0/12-0	
	三宮駅周辺	自転車	37 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	3 台	令和6年6月26日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	77410十0月20日	
	E	自転車	1 台		
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台		
	++F.E.####	自転車	24 台	A400 # 0 B 00 B	1
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年6月29日	

庫区湊町1丁目35	兵庫区長期放置	自転車	3 台	令和6年6月3日
保管所		原動機付自転車	0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	24 台	
		原動機付自転車 自転車	0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	—————————————————————————————————————	自転車	10 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月4日
	和田岬駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	駐輪場内	自転車	1 台	
	尚主 平冊 · 扬 [^]	原動機付自転車	0 台	
	神戸駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	兵庫駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	3 台	令和6年6月6日
		原動機付自転車	0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5 台 0 台	
		自転車	2 台	
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台	
		自転車	7 台	
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年6月7日
	神戸駅周辺	自転車	22 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺	自転車	14 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月10日
	湊川駅周辺	自転車	6 台	中和0 年0月10日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	駐輪場内	自転車	1 台	
		原動機付自転車	1 台	
	兵庫区長期放置	自転車	7 台	令和6年6月11日
		原動機付自転車	0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	32 台 0 台	令和6年6月14日
	地方即用河	自転車	11 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	——————————— 兵庫駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月20日
	湊川駅周辺	自転車	9 台	₽¶₽₽₩₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	駐輪場内	自転車	9 台	
		原動機付自転車	0 台	
	兵庫区長期放置	自転車	9 台	
		原動機付自転車 自転車	1 台	
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	18 台 2 台	令和6年6月25日
	—————————————————————————————————————	自転車	12 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	——————————— 兵庫駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新開地駅周辺	自転車	7 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年6月27日
	湊川駅周辺	自転車	8 台	19-140-TV/2/14
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	和田岬駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	駐輪場内	自転車	4 台	
	i i	原動機付自転車	0 台	
		白転車	2 A	
	兵庫区長期放置	自転車原動機付自転車	2 台 0 台	令和6年6月29日

神戸市告示第222号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例 第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去 し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び	自転車が置かれ、又は	撤去し、及び保管した	撤去し、及び	問い合わせ先
返還の場所	放置されていた場所	自転車等の台数	保管した年月日	hild . H 45 G Jr
垂水区西舞子8丁目20番19号	垂水駅周辺自転車等	自転車 4台	令和6年6月3日	垂水区福田5丁目6番20号
垂水保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		建設局垂水建設事務所
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年6月7日	電話707-0234
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等	自転車 2 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和6年6月12日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	舞子駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和6年6月17日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	西舞子駅周辺自転車等	自転車 0 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年6月26日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 7 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台]	
	垂水区管内長期放置	自転車 4台		
		原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第223号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号) 第5条第3項に規定する身分を示す証明書の様式を次のように定めたので告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

(表) 立入検査員証明書 第 号 所 属 職 名 写真 氏 名 6センチメート 年 月 日生. 上記の者は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法 律(昭和48年法律第48号)第5条第1項及び第2項の規定により立入検査等を行う職 員であることを証明する。 日交付 年 月 神戸市長 囙 _____ 8センチメートル <u></u>

(裏)

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(抜粋)

(立入検査等)

- 第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の 生産、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員 に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、 帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

- 第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。 (罰則)
- 第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
- 第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

神戸市告示第224号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)第53条第1項による届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月23日

- 1 該当の認定特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人西神戸トラウマカウンセリングルーム
- (2) 主たる事務所の所在地神戸市西区宮下2丁目8-18 グレース宮下B-103
- (3) 代表者の氏名 保志場 香世
- 2 変更があった事項及びその内容 代表者の氏名を「大上 律子」から「保志場 香世」に変更する。
- 3 変更の年月日令和6年7月1日

神戸市告示第225号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久元 喜造

- 1 届け出た地縁による団体
- (1) 名称

上御影協力会(自治会)

(2)主たる事務所 神戸市東灘区御影2丁目28番12号

(3)代表者の氏名和田 利重

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区御影3丁目22番3号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「北田 建樹」を「和田 利重」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市東灘区御影2丁目12番8号」を「神戸市東灘区御影3丁目22番3号」に改める。

3 変更の年月日

令和6年6月23日

神戸市告示第226号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の20の規定により、 解散の届出があったので、同施行規則第19条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月23日

- 1 届け出た地縁による団体
- (1) 名称 元栄海四丁目町内会
- (2)主たる事務所 神戸市中央区栄町通4丁目3番12号
- (3)清算人の氏名吉越 克彦
- (4)清算人の住所神戸市中央区元町通4丁目6番15号
- 2 解散の年月日令和6年6月30日

神戸市告示第227号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月23日

名称	所在地	指定年月日
神戸博愛病院	神戸市中央区元町通7丁目1番17号	令和 6年 6月 1日
梶山小児科・アレルギー 科	神戸市灘区畑原通3丁目1番17号	令和 6年 6月 1日
日髙歯科	神戸市中央区下山手通4丁目6番11号	令和 6年 5月 11 日
佐伯歯科医院	神戸市須磨区大池町5丁目16番4号	令和 6年 6月 1日
モリタ薬局	神戸市垂水区舞子坂3丁目17番5号	令和 6年 6月 1日
アピス薬局岡本店	神戸市東灘区岡本2丁目5番5号	令和 6年 6月 1日
訪問看護ステーションぷ くぷく	神戸市北区小倉台1丁目12番地10	令和 6年 6月 18日
訪問看護ステーションつ むぎ	神戸市灘区大石東町4丁目5番11号	令和 6年 6月 1日
AnyCare訪問看護 ステーション	神戸市垂水区神和台3丁目14番15号	令和 6年 4月 1日
ななーる訪問看護ステー ション神戸	神戸市灘区八幡町1丁目9番20号	令和 6年 7月 1日
スマイルアルファ訪問看 護ステーション 兵庫ス テーション	神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号 603	令和 6年 6月 1日
藤山クリニック	神戸市長田区大塚町3丁目1番地16	令和 6年 6月 1日
よりそいクリニック	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番26号	令和 6年 7月 1日
つじ脳神経内科・訪問診 療クリニック	神戸市東灘区住吉宮町6丁目14番17号	令和 6年 7月 1日

岡田歯科医院	神戸市東灘区西岡本3丁目1番7号102	令和 6年 5月 18日
神戸みはら内科・糖尿病 クリニック	神戸市中央区多聞通4丁目1番3号	令和 6年 7月 1日
春日野道薬局	神戸市中央区若菜通4丁目2番4号	令和 6年 7月 1日
大賀薬局 北町店	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目3番9号	令和 6年 6月 1日

神戸市告示第228号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事 業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月23日

名称	所在地	廃止年月日
内山医院	神戸市東灘区深江北町4丁目10番15	令和 6年 5月 31 日
	号	
ほしぞらホスピスクリ	神戸市西区美穂が丘1丁目4番地	令和 6年 4月 30 日
ニック		
前田歯科医院	神戸市北区山田町下谷上字箕谷20番1	令和 6年 5月 31日
	号	
西神中央訪問看護ステ	神戸市西区竹の台6丁目4番2号	令和 3年 6月 30日
ーション		
神戸博愛病院	神戸市中央区元町通7丁目1番17号	令和 6年 5月 31日
梶山小児科・アレルギ	神戸市灘区畑原通3丁目1番17号	令和 6年 5月 31日
一科		
日髙歯科	神戸市中央区下山手通4丁目6番11号	令和 6年 5月 10日
佐伯歯科医院	神戸市須磨区大池町5丁目16番4号	令和 6年 5月 31日
モリタ薬局	神戸市垂水区舞子坂3丁目17番5号	令和 6年 5月 31日
アピス薬局岡本店	神戸市東灘区岡本2丁目5番5号	令和 6年 5月 31日
訪問看護ステーション	神戸市北区山田町上谷上字古々山29番	令和 6年 6月 17日
ぷくぷく	地 3 3 9 号 1 0 3	
訪問看護ステーション	神戸市灘区大石東町4丁目5番11号	令和 6年 5月 31日
つむぎ		

神戸市告示第229号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条および中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月23日

名称	所在地	辞退年月日
ふじもと歯科診療所	神戸市東灘区田中町2丁目9番13号	令和 6年 6月 20日

神戸市告示第230号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月23日

当該変更にかか る介護事業所の 名称	当該変更にかか る介護事業所の 所在地	介護事業 者の名称	介護事業者の 主たる事務所 の所在地	変更年月日	サービス種類
医療法人社団十善	(新)神戸市長田	医療法人	神戸市長田区	令和 6年	居宅介護支援(ケアプ
会居宅介護支援事	区久保町3丁目	社団十善	二葉町5丁目	4月1日	ラン作成)
業所つながり	9番7号	会	1番21		
	(旧)神戸市長田 区久保町3丁目 9番1号				

神戸市告示第231号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年7月23日

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかか る介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の 主たる事務所 の所在地	廃止年月	サービス種類
訪問介護事業所ス マイルライフ	神戸市東灘区本 山中町3丁目1 番12号	合同会社ス マイルアル ファ	神戸市東灘区 本山中町3丁 目1番12号	令和 6年 7月31日	訪問介護 訪問型サービス(独自)

神戸市告示第232号

次の施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法 第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の指定をしたの で、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
金森 達也(HE	金森 達也	神戸市垂水区本多聞3丁目11番	令和 6年 5月 1
ART AID)		11号203	日
松本 理映子(チ	松本 理映子	神戸市垂水区名谷町湯屋谷225	令和 6年 6月 1
ョウ鍼灸整骨院)		1	日

神戸市告示第233号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月
			日
中島 純(みなと鍼灸	中島 純	(新)神戸市長田区大丸町3丁目2番11号	令和 6年
治療院)			6月3日
		(旧)神戸市長田区六番町8丁目1番地18	

神戸市告示第234号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
富田 美穂(からだ	富田 美穂	兵庫県明石市大久保町大窪315番	令和 6年 5月31日
接骨院 大久保院)		地 3	

神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市 計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和6年7月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称神戸市垂水区名谷町字猿倉 242 番1、243 番1、243 番4、273 番2の一部、273 番3、284 番1、284 番9、286 番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市垂水区名谷町 1293 番地の 1 株式会社松本

代表取締役 松本 勉

3 許可番号

令和6年1月12日 第8162号 (変更許可 令和6年5月24日 第2123号 変更許可 令和6年6月26日 第2128号)

神戸市水道告示第13号

神戸市指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月水道管理規程第10号)第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年7月23日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日	
70898	ジャパンベスト レスキューシス テム株式会社	愛知県名古屋市中区錦 1丁目10番20号	若月 光博	令和6年6月30日	

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年7月23日

神戸市教育委員会 教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第1号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則 (昭和42年10月教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用許可の申請)	(使用許可の申請)
第9条 学校施設を目的外に使用しよ	第9条 学校施設を目的外に使用しよ
うとする者は、使用前3日までに、	うとする者は、使用前3日までに、
<u>次の各号</u> に掲げる事項を記載した神	第1号から第7号までに掲げる事項
戸市立学校施設目的外使用許可申請	を記載した神戸市立学校施設目的外
書(以下「申請書」という。)を当該	使用許可申請書(以下「申請書」と
校園長の副申を得て教育長に提出	いう。)を当該校園長の副申を得て
し、その許可を受けなければならな	教育長に提出し、その許可を受けな
VVo	ければならない。
(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]
2 [略]	2 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市教育委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和6年7月10日

神戸市教育委員会 教育長 福本 靖

神戸市教育委員会訓令甲第1号

神戸市教育委員会公文書管理規程

神戸市教育委員会公文書管理規程(昭和43年3月教育委員会訓令甲第3号)の 全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、神戸市教育委員会(以下「委員会」という。)における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

(公文書の管理に関する原則)

- 第2条 公文書はすべて正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。
- 2 公文書は、常に整理し、紛失、盗難、損傷その他の事故を防止するとともに、 重要なものについては、非常災害時の保護にも支障がないよう準備しておかな ければならない。
- 3 公文書は、原則として、文書管理システムにより公文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他公文書の管理に関する事務の処理(以下「公文書の事務処理」という。)を行うこと等により、適正に管理し、かつ利用しなければならない。

(定義)

- 第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 公文書 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関である教育委員会に係る同条第1号に規定する公文書をいう。
 - (2) 簿冊等 相互に密接な関連を有する公文書(保存期間を同じくすること

が適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの及び単独で管理している公文書をいう。

- (3) 所管課 別表第1の左欄に掲げる組織をいう。
- (4) 所管課長 別表第1の中欄に掲げる職にある者をいう。
- (5) 文書管理システム 公文書の事務処理を行うための情報処理システムであって、次に掲げるものをいう。
 - ア 委員会事務局(以下「事務局」という。)及び教育機関の組織に関する 規則(昭和41年4月教育委員会規則第2号)第2条第1項に規定する教育 機関(以下「教育機関」という。)にあって、市長が管理するもの。

イ 事務局、教育機関及び学校にあって、教育長が管理するもの。

- (6) 電磁的記録 情報公開条例第2条第1号に規定する電磁的記録をいう。 (総務課長の職務)
- 第4条 事務局の総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、委員会における公文書に関する事務(以下「公文書事務」という。)を統括し、委員会に到達する文書の収受及び配布の事務を処理するとともに、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、所管課長及び公文書主任に対し必要な指示をすることができる。

(所管課長の職務)

第5条 所管課長は、当該所管課における公文書事務を管理し、常にその円滑適 正な処理の促進に努めなければならない。

(公文書主任)

第6条 所管課に公文書主任を置き、別表第1の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(公文書主任の職務)

- 第6条の2 公文書主任は、所管課長の命を受け、当該所管課における次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 文書の収受及び配布に関すること。
 - (2) 文書の発送に関すること。
 - (3) 公文書の整理及び保存に関すること。

- (4) 公文書事務の処理の促進に関すること。
- (5) 公文書事務の改善及び指導に関すること。
- (6) 情報公開条例第8条の規定による公開の請求に係る調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書事務の処理に関し必要なこと。

(公文書担当者)

第6条の3 公文書主任の職務を補佐するため、係(係のない所管課にあっては、 所管課)に公文書担当者を置き、当該所管課に所属する職員のうちから所管課 長が指名する。

(帳簿の作成)

- 第7条 総務課長は、文書収配簿(事務局に到達する文書のうち、到達の事実を 記録する必要があると認めるもの(以下「要記録文書」という。)について、 所要事項を記録する帳簿をいう。以下同じ。)を作成するものとする。
- 2 総務課長は、公示令達番号簿(規則及び告示の公示並びに訓令及び内訓の令達をする場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。)を作成するものとする。
- 第8条 所管課長は、公文書の事務処理を文書管理システムにより行うことができない場合は、次に掲げる帳簿を作成するものとする。
 - (1) 文書収発簿(文書を収受し、及び発送する場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。)
 - (2) 公文書管理台帳(完結した公文書(保存期間が1年以上のものに限る。) の名称その他の必要な事項を記録した台帳をいう。)
- 2 所管課長が必要があると認めるときは、前項各号に掲げる帳簿のほか、必要な帳簿を作成することができる。

(記号及び番号)

- 第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に 定めのあるものについては、この限りではない。また、学校で発する文書には、 文書番号を記載しない。
 - (1) 記号は、次の例示によること。ただし、これにより難いときは、総務課長に合議の上、別に定めることができる。

ア 庁内文書

所管課	所管課を表示する字数	記載例
事務局の室課	1字	教委総第 号
学校以外の教育機関	1字又は2字	教委研第 号
		教委青育第 号

イ 庁外文書 庁内文書の記号に「神」を冠用すること。

(2) 番号は、次に掲げるところにより、文書管理システムで取得すること。 ただし、公文書の事務処理を文書管理システムにより行うことができない 場合は、この限りでない。

ア 毎年4月1日に更新すること。

- イ 文書の収受又は起案ごとに取得し、1つの事件については、原則として、 同一番号とすること。
- ウ 1 つの事件について、複数の文書の収受、起案又は施行を行うときは、 原則として、完結するまで同一番号の枝番号を用いること。

(到達した文書の取扱い)

- 第10条 総務課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。
 - (1) 所管課が不明なものその他総務課長が必要と認めるものは、開封をすることができる。
 - (2) 要記録文書については、文書収配簿に所要事項を記録し、当該文書の余白、 封筒その他の適当な箇所に収受印を押すこと。
 - (3) 2以上の所管課に関連する文書は、その最も関係の深い所管課に配布すること。
- 第11条 公文書主任は、前条の規定により配布された文書のほか、総務課長を経 由しないで所管課に到達した文書を次に掲げるところにより処理する。
 - (1) 要記録文書については、文書の余白、封筒その他の適当な箇所に収受印を押し、文書管理システム又は文書収発簿若しくはこれに代わる帳簿に所要事項を記録すること。ただし、前条第2号の規定により、収受印が押されたものは、収受印を省略することができる。
 - (2) 所管課に到達した文書のうち、到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により収受印を押したものは、収受印の下に収受時

刻を記入するとともに、取扱者が記名し、又は印を押すこと。

- (3) 前条の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、総務課長に返付すること。
- (4) 紙の公文書(以下「紙文書」という。)は、その原本を整理して保存しなければならない。
- (5) 紙文書と同一性を有する電磁的記録(電子計算機の利用により、電磁的記録から当該紙文書と同一性を有すると認められる文書が出力できるものに限る。)を収受した場合は、当該紙文書を原本として保存することが適当と認められる場合を除き、電磁的記録を正本として保存することができる。
- (6) 公文書を適切に管理するために所管課長が必要と認めるときは、紙文書を スキャナ (これに類する画像読取装置を含む。) により読み取り作成した電 磁的記録を正本として保存することができる。ただし、当該紙文書を原本と して保存することが適当と認められる場合を除く。

(電磁的記録の取扱い)

- 第12条 電磁的記録の送付については、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と送付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により行うことができる。
- 2 電磁的記録の送付に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名(以下単に「電子署名」 という。)を行うことができる。
- 3 電子署名を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。 (文書による公示及び令達の取扱い)
- 第13条 文書による公示及び令達は、総務課長が公示令達番号簿により番号を付し、直ちに所定の手続をしなければならない。

(公文書管理規程の例)

第14条 この訓令に定めるもののほか、公文書の作成、処理、整理及び保存に関しては、公文書管理規程(昭和35年4月神戸市長訓令甲第8号)の例による。 (施行の細目)

第15条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年7月10日から施行する。

(神戸市教育委員会電子署名規程の一部改正)

2 神戸市教育委員会電子署名規程 (平成29年7月教育委員会訓令甲第5号) の 一部を次のように改正する。

第1条中「神戸市教育委員会公文書管理規程(昭和43年3月4日教委訓令第3号)第8条の2」を「神戸市教育委員会公文書管理規程(令和6年7月教委訓令甲第1号)第12条」に改める。

別表第1 (第3条関係)

所管課	所管課長	公文書主任
神戸市教育委員会事務	課長又は室長	庶務を担当する係
局組織規則(昭和33年		長(所管課長の指
4月教育委員会規則第		定により、庶務を
3号)第1条に規定す		担当する係長以外
る課、課に相当する		の係長を公文書主
室、課内室		任に充てることが
		できる。)
学 高等学校	学校長	事務長(所管課長
校		の指定により、事
		務担当者を公文書
		主任に充てること
		ができる。)
小学校、中学校、	学校長、副校長又は准校	教頭(所管課長の
義務教育学校及び	長	指定により、事務
特別支援学校		担当者を公文書主
		任に充てることが
		できる。)
幼稚園	園長	所管課長が指定す
		る者(所管課長が
		公文書主任を兼ね
		ることができる。)
第1類の教育機関	庶務担当課の長	所管課長が指定す

		る者
第2類の教育機関	第2類の教育機関の長	所管課長が指定す
		る者
第3類の教育機関	その属する課、第1類の	所管課長が指定す
	教育機関の庶務担当課又	る者
	は第2類の教育機関の長	
第4類の教育機関	その属する課、第1類の	所管課長が指定す
	教育機関の庶務担当課又	る者
	は第2類の教育機関の長	

神戸市職員共済組合公告第670号

神戸市職員共済組合定款第5条及び第38条の規定に基づき、令和5年度決算を次のとおり公告します。

令和6年7月23日

神戸市職員共済組合 理事長 今 西 正 男

短	期		経	理	
貸	借	対	照	表	

令和6年3月31日現在

		借				方	金	額			貸			方	金	額
	7000	2007	200		円	円	l	円				500	円	円		円
流!	動	資	産				2,721	,356,985	流	動	負	債			70,6	557,406
普	通	預	金			2,657,138,080			未		払	金		19,957,371		
未		収	金			4,019,905			預		b	金		1,328,115		
支 拉	基	金委	託 金			60,199,000			前	受	収	益		48,006,908		
固	定	資	産					100,000	仮		受	金		1,365,012		
加		入	金			100,000			固	定	負	債			1,117,9	975,181
									支	払	準	備金		1,117,975,181		
									負	債	合	計			1,188,6	532,587
									剰	分	À	金			1,532,8	324,398
									利	益	剰 余	金		1,532,824,398		
									5	大損金	補てん	積立金	568,088,876			
									矢	豆 期	積	立 金	852,001,942			
									3	个 護	積	立 金	112,733,580			
									資	本	合	計			1,532,8	324,398
		資	J.	雀 合	ì	·	2,721	,456,985				負債	・資本合計		2,721,4	156,985

短	期		経		
損	益	計	算	書	

自令和5年4月1日

至令和6年3月31日

	損		2	失	金 額	利	益	至	金 額
	1A		円	円	亚坝	114	円	円	亚帕
経常	費	用	13	1,1	14,473,705,574	経 常 収 益	1,1	13	13,073,132,619
事	業 費	用		14,473,705,574		事 業 収 益		12,168,630,851	
保	健 給	付	6,404,416,301			短 期 負 担 金	5,310,119,551		
休	業給	付	902,406,978			介 護 負 担 金	719,104,597		
災	害給	付	280,000			短 期 掛 金	5,302,115,414		
附	加給	付	64,179,312			介 護 掛 金	719,103,975		
前期高	高齢者納何	付金	1,951,662,300			短期任意継続掛金	94,004,088		
後期高	高齢者支持	爱金	2,763,544,301			介護任意継続掛金	9,319,473		
病床	転換支払	爰金	3,569			雑 収 入	14,863,753		
退職者	皆給付拠 。	出金	34,624			補助金等収入		904,332,947	
介 護	藝納 付	金	1,411,240,192			高額医療交付金	131,792,000		
一部負	負担金払り	戻金	96,493,000			災害給付交付金	280,000		
連合	会払込	金	161,547,715			育児·介護休業手当金交付金	759,644,508		
連合	会拠出	金	717,895,940			調整負担金	12,616,439		
雑費			1,342			事 業 外 収 益		168,821	
繰	入	金			24,848,000	短期利息及び短期配当金	168,821		
業務	経理へ制	桑入		24,848,000		前年度繰越支払準備金			920,289,436
次年度繰起	或支払準値	備金			1,117,975,181	前年度繰越支払準備金		920,289,436	
次年度	繰越支払準	備金		1,117,975,181		特 別 利 益			12,742
特 別	損	失			415,290	前期損益修正益		12,742	
前期	損益修』	E損		415,290		当 期 損 失 金			1,659,797,101
当期	利益	金			36,287,853	当期短期損失金		1,659,797,101	
当期	短期利益	企 金		0		当期介護損失金		0	
当期	介護利益	金 金		36,287,853					
		合	計		15,653,231,898	合	計		15,653,231,898

 厚生年金保険経理

 貸借対照表

令和6年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
	円円	円		円円	円
流動資産		1,354,659,035	流動負債		1,354,659,035
普 通 預 金	1,349,989,576		未 払 金	1,354,058,804	
未 収 金	4,669,459		預 り 金	600,231	
資	産 合 計	1,354,659,035	負	債 合 計	1,354,659,035

 厚
 生
 年
 金
 保
 険
 経
 理

 損
 益
 計
 算
 書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

														114H0-101191H
		損		5	夫	金	額			利		ä	上	
				円	円		円					円	円	円
経	常	費	用			25,410	0,583,133	経	常	収	益			25,410,583,133
-			9											
事	業	費	用		25,410,583,133			事	業	収	益		25,410,583,133	
3	負担金	全 払	込 金	15,308,225,636				負		担	金	15,308,225,636		
7	組合員保	 険料	払込金	10,102,357,497				組	合身	員保	険 料	10,102,357,497		
		台		計		25,410	0,583,133			4	3	計		25,410,583,133

 退職等年金経理

 貸借対照表

令和6年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
	円円	円		円円	円
流 動 資 産		107,858,209	流動負債		107,858,209
普 通 預 金	107,494,759		未 払 金	107,858,209	
未 収 金	363,450		預 り 金	0	
資	産 合 計	107,858,209	負	債 合 計	107,858,209

退	職	等	年	金	経	理
損	孟	Ė	計	筝	1	書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

								_								13-140 07101 H
			損				失	金	額			利		ā	益	
						円	円		円					円	円	円
経	常	0 0	費	用				1,656	3,945,595	経	常	収	益			1,656,945,595
事		業	費		用		1,656,945,595			事	業	収	益		1,656,945,595	
1	負担	1 金	払	込	金	828,457,554				負		担	金	828,457,554		
1	掛 :	金	払 i	<u>Z</u>	金	828,488,041				掛			金	828,488,041		
			合			計		1,656	5,945,595			合	ì	計		1,656,945,595

 経
 過
 的
 長
 期
 経
 理

 貸
 借
 対
 照
 表

令和6年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
	円 円	円		円 円	P
流動資産		734,618	流動負債		734,618
普 通 預 金	732,838		未 払 金	734,618	
未 収 金	1,780		預 り 金	0	
資産	合 計	734,618	負	債 合 計	734,618

 経
 過
 的
 長
 期
 経
 理

 損
 益
 計
 算
 書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

																				±.	市和6年3月31日
			損					失		金	額				利			ä	益		
							P.]	円		円						T	円		円	円
ř	¥	常	費		用					13	1,905,985	経		常	収	益					131,905,985
	事	業		費	月	Ħ			131,905,985			Ą	事	業	収	盆	É		1	31,905,985	
	Í	担担	金	払 i	込 金	È	131,905,988	5					負		担	\$	全	131,905,985			
				合			計			13	1,905,985				É	1		<u>=</u>			131,905,985

 退職等年金預託金管理経理

 貸借対照

令和6年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
	円円	円		円円	円
流動資産		0	固定負債		0
普 通 預 金	0		連合会預託金	0	
未 収 収 益	0				
固定資産		0			
投資その他資産	0				
長期貸付金	0				
資	産 合 計	0	負	債 合 計	0

 退職等年金預託金管理経理

 損益計算

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

10 100 - 1 - 24 10									
	益		利	金 額	失		8	担	
円	円	円		円	円	円			
176			経 常 収 益	176			用	費	経
i	176		運 用 収 入		176		費用	業	事
		₹ 176	利息及び配当金			176	利息	払	支
176		計	合	176		計	合		

業	務		経	理
貸	借	対	照	表

令和6年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
	円	P P		円 円	円
流動資産		334,257,846	流動負債		28,413,001
** >= == A			- H		
普 通 預 金	333,021	192	未 払 金	21,594,025	
仮 払 金	13	770			
未 収 金	1,222	884	預 り 金	6,818,976	
固 定 資 産		2,659,035	固定負債		0
有 形 固 定 資 産	832	668			
器具及び備品	832,668				
無形固定資産	1,826	367	負 債 合 計		28,413,001
ソフトウェア	1,826,367				
			剰 余 金		308,503,880
			利益剰余金	308,503,880	
			積 立 金	308,503,880	
			次 士 △ 引		200 502 000
			資本合計		308,503,880
資	産 合 計	336,916,881	負債	・資本合計	336,916,881

⁽注) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,432,595円である。

業	務		経	理
損	益	計	算	書

自令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

事業費用 199,263,910 事業収益 121,289,598	額 円 9,901,562
経常費用 199,263,910 経常収益 事業費用 199,263,910 事業収益 投員報酬 26,000 経常収益負担金 121,214,000 職員給与 20,694,913 雑収入 75,598 厚生費 174,482 補助金等収入 68,611,964 旅費 546,910 連合会交付金 68,611,964 事務費 18,456,711 繰入金	0.000
役員報酬 26,000 経常収益負担金 121,214,000 職員給与20,694,913 雑収入 75,598 厚生費174,482 補助金等収入 68,611,964 旅費546,910 連合会交付金68,611,964 事務費18,456,711 繰入金	
職員給与20,694,913 雑収入75,598 厚生費174,482 補助金等収入 68,611,964 旅費546,910 連合会交付金68,611,964 事務費18,456,711 繰入金	
厚 生 費 174,482 補助金等収入 68,611,964 旅 費 546,910 連合会交付金 68,611,964 事 務 費 18,456,711 繰 入 金	
旅 費 546,910 連合会交付金 68,611,964 事 務 費 18,456,711	
事 務 費 18,456,711 繰 入 金	
委 託 費 53,822,220 短期経理より繰入 24,848,000	,848,000
被 服 費 0 特 別 利 益	0
修 繕 費 39,050 前期損益修正益 0	
賃 借 料 8,631,125	
普 及 費 0	
諸 謝 金 33,000	
負 担 金 5,816,753	
連合会分担金 9,454,875	
事務費負担金払込金 80,952,000	
減 価 償 却 費 615,871	
特 別 損 失	
前期損益修正損 2,208,637	
当期利益金 13,277,015	
当期利益金 13,277,015	
合 計 214,749,562 合 計 214	,749,562

保	保健		経			
貸	借	対	照	表		

令和6年3月31日現在

		借			方	金	額		負	1				方	金 額
				円	円		円						円	円	円
流	動	資	産			870,9	19,323	流	動	負	債				47,374,451
普	通	預	金		823,237,138			未	ł	4	金			47,035,451	
立		替	金		0			前	3	芝	金			55,000	
未		収	金		47,682,185			預		0	金			284,000	
固	定	資	産			38,3	46,367	負	債	合	計				47,374,451
有;	形固	定資	産		36,520,000			剰	余		金				861,891,239
岩	景具及	及び備						資	本 剰	余	金			36,520,000	
±	Ė		地	36,520,000				5	別途和	責 立	2. 金	36,520	,000		
無	形固	定資	産		1,826,367			利	益 剰	余	金			825,371,239	
y	ソフト	、ウュ	ア	1,826,367				3	欠損金補	てん程	立金	1,826	,000		
									漬 3	Ī.	金	823,545	,239		
								資	本	合	#				861,891,239
		資	産	合 計		909,2	65,690			負	債・	資本合	計		909,265,690

保	健		経		
損	益	計	算	書	

自令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

			挹		10	失	金 額			40	ń		Ì		令和6年3月31日 金 額
\vdash			損		円		金 額 円			利			円		金 額 円
経	1	常	費	用	1,	1,	424,837,658	経	常	収	Į.	益			435,672,856
į	事	業	費	用		424,837,658		事	業		収	益		435,665,167	
	職	員	給	与	0			負		担		金	232,167,089		
	厚		生	費	337,624,765			掛				金	188,337,683		
	特	定健	康診査	等費	55,692,359			雑		収		入	15,160,395		
	旅			費	0			事	業	外	ηZ	Z 益		7,689	
	事		務	費	275,440			利	息	及び	配	当 金	7,689		
	委		託	費	19,980,910			特	別	利	J	益			1,899
	委	託	管理	里 費	265,872			前	期損	益	修	正益		1,899	
	光	熱	水	料	9,240										
	燃		料	費	12,444										
	賃		借	料	4,245,464										
	保		険	料	33,730										
	普		及	費	2,355,390										
	負		担	金	464,700										
	連	合 给	会 分	担 金	3,329,434										
	減	価	償差	却費	547,910										
特	5	削	損	失			15,183								
	前	期損	益修	正損		15,183									
当	期	利	益	金			10,821,914								
	当	期	利益	益 金		10,821,914									
			合		計		435,674,755			-	合		1		435,674,755

貸	付		経	理
貸	借	対	照	表

令和6年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
	円 円	円		н н	円
流 動 資 産		140,776,279	流動負債		127,026
普 通 預 金	139,419,709		未 払 金	77,650	
未 収 収 益	275,831		預 り 金	49,376	
未 収 金	1,080,739		固定負債		0
固定資産		293,146,124	長期借入金	0	
投資その他の資産	293,146,124		退職等年金預託金 管理経理より借入金	0	
組合員貸付金	293,146,124		負 債 合 計		127,026
			剰 余 金		433,795,377
			利益剰余金	433,795,377	
			欠損金補てん積立金 14,657,8	07	
			積 立 金 419,138,0	70	
			資 本 合 計		433,795,377
資 産	合 計	433,922,403	負債・資本合	計	433,922,403

貸	付		経			
損	益	計	算	書		

自令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

損	失		金 額	利	益	金 額
	円	円	F		円円	円
経 常 費 用			219,821	経 常 収 益		3,510,925
事 業 費 用		219,821		事業収益	3,449,925	
旅 費	0			組合員貸付金利息 3,	,449,925	
事 務 費	0			補助金等収入	61,000	
委託 費	0			連合会交付金	61,000	
賃 借 料	0			特 別 利 益		0
普 及 費	0			前期損益修正益	0	
支 払 利 息	171					
連合会払込金	219,650					
特別損失			C			
前期損益修正損		0				
当期利益金			3,291,104			
当期利益金		3,291,104				
合	計		3,510,925	合	***	3,510,925